

## 山形県ものづくり企業技術開発支援共同研究実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、山形県ものづくり企業技術開発支援共同研究実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく共同研究の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領における用語は、要綱の定めるところによる。

### (申請)

第3条 要綱第5条第2項第1号に規定する次世代自動車関連産業への参入促進に資する内容は、次に掲げる要件のいずれかを満たす取組みとする。

(1) 電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、バイオ燃料対応自動車、水素エンジン自動車などの環境負荷の低い自動車に関する製品（部品）やシステムに関する技術開発

(2) 自動運転や高度道路交通システム（ITS）などの次世代モビリティに関する機器またはシステムの開発

2 要綱第5条第2項第2号に規定する重点分野は、次に掲げる分野とする。

(1) 自動車

(2) 航空機

(3) ロボット

(4) 環境・エネルギー

(5) 医療・福祉・健康

(6) 食品・農業

3 実施内容が、国、地方自治体、独立行政法人、一般財団法人等から助成等を受けて実施する研究の一環として実施するものである場合は、申請者が経費を全額負担する場合を除き、共同研究ではなく、受託研究として実施するものとする。

### (審査)

第4条 所長は、要綱第3条の規定に基づき審査した結果を、申請者及びセンターの担当者に通知するものとする。

### (研究費の算定)

第5条 研究費は、別紙（研究費算定基準）により算定する。

### (経費の納入の期限)

第6条 経費の納入の期限は、共同研究契約の締結日から共同研究の期間の中間日までの間で共同研究者と協議して定めた日とする。

(研究により取得した物品等の帰属)

第7条 共同研究のために取得した物品等は、センターに帰属する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、所長と共同研究者が協議して定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

## 研究費算定基準

山形県ものづくり企業技術開発支援共同研究実施要領第5条の規定による研究費の算定基準は、次による。

### (1) 直接経費

下記①～⑧に掲げる経費を対象とし、それぞれの費目の額（ただし、千円未満を切り上げる）を合計した額を直接経費とする。

① 報償費	外部有識者等の招聘に要する謝金の実費額
② 旅費	研究者が業務遂行上の必要性により出張する場合の旅費及び外部有識者等を招聘する場合に要する費用弁償とし、県条例等に定める額
③ 需用費	業務遂行上必要となる消耗品、光熱水費等の実費額
④ 役務費	業務遂行上必要となる郵便料等の実費額
⑤ 委託料	業務遂行上必要となる加工、分析等を外部に委託する経費の実費額
⑥ 使用料	業務遂行上必要となる機器等の借上等に要する実費額
⑦ 備品購入費	業務遂行上必要となる機器の取得に要する実費額
⑧ その他直接経費	上記以外であって、業務の遂行に直接必要となる経費の実費額

### (2) 間接経費

#### ① 管理費

当該業務遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額とし、直接経費の10分の1に相当する額とする。

#### ② 設備使用に係る相当額

当該業務遂行上必要となるセンター等の設備の使用に要する経費とし、山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）及び山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）に定める額とする。ただし、山形県内に事業所を有する場合は、これを免除する。